副業・兼業支援補助金　申請時によくあるご質問

（初版　2023 年４月 14 日掲載）

No.	対象類型	質問	回答
１．全般			
1	共通	本事業の目的は何ですか。	企業等が、副業・兼業への人材の送り出し、又は副業・兼業の人材の受け入れを行うために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。
2	共通	補助金の申請から交付までの流れを教えてください。	補助事業開始までの大まかな流れは以下の通りです。 ①公募申請　②採択審査　③採択・交付決定 ④事業開始　⑤事業完了・実績報告 採択・交付決定までの詳細については、公募要領をご確認ください。
3	共通	類型Ａと類型Ｂの違いを教えてください。	本事業では、補助事業の目的に応じて、以下の２つの類型を設けており、類型ごとに補助事業の要件や補助対象経費、補助率及び上限額等を定めています。 **＜類型Ａ　副業・兼業送り出し型＞** 企業等が副業・兼業への人材の送り出し（自社の従業員が他の企業での就業等を行うことを認めるための環境整備）を行うために要する費用について、その経費の一部を助成するもの。 **＜類型Ｂ　副業・兼業受け入れ型＞** 企業等が副業・兼業人材の受け入れを行うために要する費用について、その経費の一部を助成するものとなります。 詳細につきましては、公募要領をご確認ください。
4	共通	補助率及び補助上限額はどのくらいですか。	類型ごとに以下の通りとなります。類型Ｂは副業・兼業人材の受け入れ人数によって変動しますので、ご注意ください。 **＜類型Ａ　副業・兼業送り出し型＞** 補助率：２分の１　上限額：１事業者あたり 100 万円 **＜類型Ｂ　副業・兼業受け入れ型＞** 補助率：２分の１ 上限額：副業・兼業の人材の受け入れ１人当たり 50 万円 １事業者あたり 250 万円

No.	対象類型	質問	回答
5	共通	国や地方自治体の同様の補助金との併用はできますか。	同一の内容の事業については、国（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）や地方自治体が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複して補助を受けることはできません。他の補助金を受給している又は受給予定がある場合は、補助金を受け取ることが可能か、必ず双方の事務局に事前にご確認ください。内容が異なる別の事業であれば、補助金を受けることは可能です。
6	共通	補助事業の実施期間はいつまでですか。	類型ごとに以下の通りとなります。 **＜類型Ａ　副業・兼業送り出し型＞** 交付決定日から社内ルールの改定、その他の環境整備（研修等）終了時まで **＜類型Ｂ　副業・兼業受け入れ型＞** 交付決定日から副業・兼業の人材の受け入れ期間終了時まで なお、第１次公募については、類型Ａ・Ｂのいずれも、最長で令和５年 12 月 31 日までとなります。
7	共通	公募は何回ありますか。	第２次公募以降の実施スケジュールは未定です。事務局ホームページで最新の情報をご確認ください。
8	共通	第１次公募のスケジュールはどのようになっていますか。	第１次公募につきましては、以下のスケジュールを予定しております。 ３月 31 日　公募開始 ４月 10 日　第１回公募説明会の開催（終了） ５月 11 日　公募締め切り、採択審査 ６月頃（予定）採択・交付決定、事業開始 今後のスケジュールにつきましては、ホームページを随時ご確認ください。

No.	対象類型	質問	回答
２．補助対象事業者			
9	共通	本事業の補助対象事業者の条件を教えてください。	本事業の補助対象事業者については、以下の全てを満たすものとします。これ以外に、類型ごとに補助事業の要件を満たす必要があります。 （1）日本国内で事業を営む法人又は個人であること。 （2）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。 （3）経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第１号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。 （4）次のいずれにも該当しない者であること。 ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者 ②本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省並びに事務局が判断する者
10	共通	副業の受け入れ・送り出しを検討している個人事業主ですが、対象となりますか。	個人事業主の方も対象となります。ただし、法人と同様に、類型ごとの補助事業の要件を満たす必要があります。
11	共通	これから開業しようとしている者ですが、対象となりますか。	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、すでに税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日よりも後である場合や、申請日時点で開業の実態のない場合）は対象とはなりません。
12	共通	事業名に「中小企業新事業創出促進対策事業費」とありますが、補助対象事業者については中小企業に限定されるのでしょうか。	補助対象事業者について、企業規模による制限は行っておりません。

No.	対象類型	質問	回答
３．補助事業・補助対象経費			
13	共通	補助対象となる経費について教えてください。	本事業の補助対象となる経費は、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下に掲げるものとします。詳細は公募要領の「5-1 補助対象経費」をご確認ください。 **＜類型Ａ　副業・兼業送り出し型＞** ①専門家経費、②研修費、③クラウドサービス利用費 **＜類型Ｂ　副業・兼業受け入れ型＞** ①仲介サービス利用料、②専門家経費、③旅費、④クラウドサービス利用費
14	共通	補助対象経費の具体例を教えてください。	補助対象経費の費目ごとに、例えば、以下のような経費が想定されます。また、補助対象経費の詳細については公募要領の「５　補助対象経費」をご確認ください。 **＜類型Ａ　副業・兼業送り出し型＞** 〇専門家経費・就業規則等の作成・改定や人事制度の設計に係る社労士・弁護士等への相談費用及び旅費 〇研修費・副業・兼業に係る外部講師による研修費 〇クラウドサービス利用費・副業・兼業を行う従業員の勤怠・労務管理を行うためのクラウドサービスの利用費 **＜類型Ｂ　副業・兼業受け入れ型＞** 〇仲介サービス利用費・補助事業の実施のために、副業・兼業人材の受け入れを仲介するサービスを提供する人材会社等に支払われる経費（求人掲載料・仲介手数料） 〇専門家経費・副業・兼業人材と締結する契約書の内容に係る専門家相談費用及び旅費・副業・兼業人材への業務の切り出しをより効果的に行うための専門家相談費用及び旅費 〇旅費・副業・兼業人材の受け入れに伴い、初期研修や現地視察等のために当該人材が当該企業等を訪問するための旅費（電車賃・新幹線料金・航空機代・宿泊施設への宿泊代） 〇クラウドサービス利用費・受け入れる副業・兼業人材に係るクラウドサービスの利用費

No.	対象類型	質問	回答
15	共通	補助対象とならない経費とは具体的にはどのようなものがありますか。	公募要領の「5-2 補助対象経費に関する留意事項（1）」をご確認ください。なお、計上されている経費の大半が補助対象外である場合、補助事業の円滑な実施が困難であるとして、不採択になる場合がありますのでご注意ください。
16	共通	過去に副業・兼業の送り出し・受け入れに関する事業を実施し、自社で支出した費用を補助対象経費として計上することはできますか。	補助対象経費は原則、事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。交付決定よりも前に契約（発注）した経費は、いかなる事情があっても補助対象にはなりません。また、本事業において事前着手承認制度は設けておりません。
17	共通	本事業の申請に係る書類作成や取りまとめを専門家に依頼した場合、その経費は補助対象となりますか。	本事業の申請に係る専門家経費は、補助対象となりません。
18	類型Ａ 送り出し型	類型Ａ 副業・兼業送り出し型の要件について教えてください。	類型Ａについては、以下の要件を満たす事業である必要があります。 自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、以下のいずれの要件も満たすもの。 ①従業員の就業に関する社内ルール（就業規則等の社内ルールとして明文化されたものに限る。以下同じ。）の改定を伴うものであること ②社内ルールの改定によって、従業員の副業・兼業を認める範囲が広がることが見込まれること ③改定後の社内ルールが、モデル就業規則（厚生労働省）第70条（※）の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること ④改定後の社内ルールについて、全ての従業員に周知することが見込まれること ※モデル就業規則（厚生労働省）については、下記リンク先をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf
19	類型Ａ 送り出し型	類型Ａ 副業・兼業送り出し型については、実際に、自社の従業員が他の企業等において就業することが要件なのでしょうか。	補助事業の要件に記載の通り、実際に自社の従業員が他の企業等において就業することが要件となっているわけではありません。
20	類型Ａ 送り出し型	現時点で副業・兼業を認める社内ルールがすでに整備されており、改定の予定がない場合も対象となりますか。	「補助事業の要件」の①（従業員の就業に関する社内ルールの改定を伴うものであること）の記載の通り、社内ルールの改定を伴うものでなければ、適用されません。

No.	対象類型	質問	回答
21	類型Ｂ 受け入れ型	類型Ｂ 副業・兼業受け入れ型の要件について教えてください。	類型Ｂについては、以下の要件を満たす事業である必要があります。 他の企業等において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること ①自社の業務に就業させる期間が、少なくとも３か月以上であること ②受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること（ただし、自社の既存の業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、当該業務に関する人員として、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く）
22	類型Ｂ 受け入れ型	副業・兼業人材を受け入れる際に、副業・兼業人材と業務委託契約を締結するのではなく、受け入れ企業が仲介事業者等に業務を委託し、仲介事業者等が副業・兼業人材に再委託を行うような場合は対象となりますか。	副業・兼業人材と受け入れ企業との間で直接の業務委託契約が締結されていない場合には、補助対象とはなりません。
23	類型Ｂ 受け入れ型	副業・兼業人材を受け入れる場合に、業務委託契約の場合でも対象となりますか。	業務委託契約による受け入れについても、「補助事業の要件」を満たすものについては、対象となります。
24	類型Ｂ 受け入れ型	すでに副業・兼業人材との契約を締結している場合には補助対象となりますか。	「補助事業の要件」に記載の通り、副業・兼業人材と新たに契約を締結する場合が補助対象となるため、すでに契約している場合や既存契約を更新する場合は補助対象となりません。
25	類型Ｂ 受け入れ型	類型Ｂ　受け入れ型について、受け入れる副業・兼業人材に払う賃金や報酬は、補助対象経費になりますか。	副業・兼業人材に払う賃金や報酬は、類型Ｂの「補助対象経費」に含まれておらず、対象となりません。
26	類型Ｂ 受け入れ型	補助事業の要件として、「他の企業等で雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人」とあるが、企業に所属する従業員だけでなく、フリーランス等を受け入れる場合も対象になりますか。	他の企業等で業務委託契約に基づき就業している個人と新たに業務委託契約を締結し、同契約に基づき自社の業務に就業させる場合についても、補助事業の要件を満たす場合には、対象となります

No.	対象類型	質問	回答
４．申請書類の記入・提出			
27	共通	申請に当たってどのような書類が必要ですか。	申請書類は類型ごとに異なります。詳しくは、公募要領の「6-4 申請書類」をご確認ください。
28	共通	申請書類はどこで入手できますか。	ホームページの「申請方法・応募書類」より、最新のものをダウンロードください。なお、類型ごとに申請書式が異なりますので、ご注意ください。
29	共通	支出計画書の根拠資料としては、具体的にどのようなものが必要ですか。	本事業における契約（発注）先の選定にあたっては、経済性の観点から、可能な範囲において、同一条件による２社以上の相見積もり（有効期限内のもの）を取り、最低価格を提示した者を選定してください。ただし、発注内容の性質上、相見積もりを取ることが困難又は適当ではない場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。また、見積書を取得できない場合は、積算に係るサービス説明資料等をご提出ください。
30	共通	申請書類はどのように提出するのですか。	第１次公募については、補助金申請システム「jGrants(J グランツ)」で申請を受け付けています。郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。J グランツを利用するには、「gBizID プライム」アカウント（ID・パスワード等）の取得が必要です。
31	共通	申請に必要な gBizID プライムのアカウントは、どのように取得すればよいですか。	gBizID プライムを未取得の方は、gBizID マニュアル・様式等のダウンロードページにある「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編」をご覧いただき、アカウント取得の申請を行ってください。なお、申請から取得までの期間はおおむね２週間となっております。本事業への申請をお考えの方は、お早めに利用登録を行ってください。
32	共通	gBizID プライムを取得済みですが、本事業への申請用に再度発行する必要はありますか。	再度の発行は不要です。gBizID プライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義で、複数のアカウントの発行を行うことができません。
33	共通	事務局に申請書式の事前チェックをお願いすることはできますか。	事前チェックには応じておりません。申請に際して、ご不明な点がございましたら、事務局コールセンター（050-3504-6598）までお問い合わせください。
34	共通	採択審査はどのように行われますか。	本事業の採択審査は、有識者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会において非公開で行います。原則として、申請された書類のみで審査を行いますので、内容に相違や不足等がないか、提出前に十分確認してください。
35	共通	採択審査の結果について詳しく聞くことはできますか。	採択・不採択に関わらず、審査結果の内容に関するお問い合わせには応じかねます。

No.	対象類型	質問	回答
36	共通	採択審査のポイントを教えてください。	申請内容について、公募要領の 7-２に記載した審査項目（案）に基づき、類型ごとに審査を行い、総合的に評価した上で、要件への適合や予算の効率的な利用等の観点から、適正と認められたものについて、採択を行う予定です。

No.	対象類型	質問	回答
５．採択後の手続き			
37	共通	採択発表はどのようにされますか。	採択審査の結果については、事務局よりＪグランツを通じて採択、又は不採択の通知を行います。なお、採択案件については、本事業のホームページ等において、補助事業者名、代表者名、業種及び法人番号を公表することがあります。
38	共通	申請した書類等が公開されることはありますか。	申請時に提出した書類等についてそのまま公表されることはありません。なお、申請時に提出した書類等に記載された情報については、政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合があります。
39	共通	公募で不採択となった場合、次回の公募にも応募できますか。	次回の公募回で再申請することが可能です。ただし、公募要領等が改訂される場合がありますので、再申請の際は、最新の公募要領等をご確認ください。
40	共通	補助金の支払いはいつ頃になりますか。	補助金の支払いについては、補助事業完了後、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後の精算払いとなります。
41	類型Ｂ 受け入れ型	2023 年 12 月 31 日以降も、受け入れた副業・兼業人材との契約関係が継続する予定の場合、事業実施期間はどのように設定すればいいですか。	左記のような場合は、事業期間の終了日を 2023 年 12 月 31 日に設定してください。なお、その場合でも、2023 年 12 月 31 日時点で３か月以上の就業期間が確保されていることが必要になりますので、ご注意ください。